

発熱等の感染症状を認めた場合の対応について

～ 本学の教職員および学生へ ～

2025年8月25日 浜松医科大学

大学内で感染症の流行・拡大を防ぐため、下記の流れに従い、該当する職員は所属長へ、学生は学務課に報告するとともに、欠席する授業・実習の代表教員または実習担当者に連絡し、指示に従ってください。感染症状がある場合は、許可なしに勤務、あるいは実習・授業などへ参加しないで下さい。

37.3℃以上の発熱、咽頭痛、咳嗽、息苦しさなどの風邪症状や嘔吐・下痢などがある人

感染症に罹患した人と接触したが無症状の人
(特にCOVID-19とインフルエンザ)

上司・担当教員等へ報告し、自宅療養または医療機関を早期に受診し診断を受ける

- ・ 学生は、授業や実習を欠席する場合、代表教員または実習担当者、学務課に欠席することを連絡する

上司・担当教員等へ報告し、

- ・ 標準予防策 (マスク+手指衛生) を徹底する
- ・ 体調変化に注意し、感染症状出現時には、医療機関を速やかに受診する (左欄参照)

下記感染症の診断を受けた場合 (就業・就学停止期間)

● 上司・担当教員へ報告のうえ、以下の期間、自宅療養とする

- ・ **新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)**
発症日を0日とし、5日間を経過するまで (24h以上改善が持続するまで)
- ・ **インフルエンザ**
発症日を0日とし、5日間を経過するまで (48h以上改善が持続するまで)
- ・ **その他の感染症診断**
主治医の指示に従ってください。不明な点があれば、保健管理センターへ相談

具体的な感染症の診断を受けなかった場合

● 症状が改善するまで自宅療養

- ・ 朝晩の検温を継続し、24時間以上37.3℃以上の発熱が無く、かつ他の症状も無視できるほど改善していれば上司・担当教員等に報告し許可を得たうえで、勤務および実習の再開を検討する。
- ・ 症状が改善しない場合は、医療機関の再受診を検討する

- ・ 原則として、保健管理センターへの連絡は不要
- ・ 復職時には、上司等と相談し許可を得ること
- ・ 学生は実習に復帰する場合、実習先の許可を事前に取り、学務課へ報告すること
- ・ 部署内での感染者数が急速に増加した場合、症状が非常に強い場合、症状が残存し対応に不安がある場合などは保健管理センターへ相談する。

- ・ 保健管理センター (e-mail: hac@hama-med.ac.jp, TEL: 053-435-2156 (平日・日中のみ))
- ・ 感染制御センター (e-mail: ict@hama-med.ac.jp, TEL: 053-435-2799 (平日・日中のみ))
- ・ 学務課 (e-mail: kgs@hama-med.ac.jp, TEL: 053-435-2202 (平日・日中のみ))
- ・ 人事課 (e-mail: ssy@hama-med.ac.jp, TEL: 053-435-2119 (平日・日中のみ, 休暇取得についての問い合わせ))